

山梨県公報

第七七七号

平成十八年

十月十九日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(二件)……………	七四九
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………	七四九
公告	
開発行為に関する工事の完了について……………	七五〇

告示

山梨県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
北杜市白州町鳥原字発久四一五九、四一六〇の一、四一八一、四一八七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字発久四一五九・四一六〇の一・四一八一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡早川町赤沢字端場下八三七・字寒沢八八七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字端場下八三七・字寒沢八八七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
西八代郡市川三郷町上野字町屋二九二七番五
- 二 道路の幅員
最大五・四八メートル 最小四・五〇メートル
- 三 道路の延長
三四・五二メートル

山梨県告示第五百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
南都留郡忍野村忍草字阿原端九〇〇番一六四
- 二 道路の幅員
最大一〇・〇二メートル 最小四・五〇メートル
- 三 道路の延長
三四・九五メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町築地新居字村前五五の二三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町紙漕阿原二千四百四十番地カムフォレスト一〇一 佐野祐喜子